平成２１年（フ）第９２２号
京都市下京区中堂寺鍵田町13番地15
債務者　宮下　宏史
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９５４号
京都市山科区御陵鴨戸町62番地８　クリーンマンション１－１
債務者　北野こと　髙山　京子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９６５号
京都市右京区西院南寿町18番地２　メゾン・ラ・ソワ701号室
債務者　中島タクシーこと　中島　敏秀
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９６７号
京都府城陽市寺田尼塚14番地の５
債務者　加藤　真紀（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１７号
京都市南区吉祥院西ノ庄東屋敷町37番地
債務者　山口千津子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５５号
京都市南区上鳥羽南鉾立町54番地15
債務者　花ともこと　西村　奉子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９１号
京都市右京区西京極畔勝町62番地　メゾンドール光和305
債務者　大竹　克治
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３３号
兵庫県宍粟市一宮町公文1800番地
債務者　針田ふみ江
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１８１号
鳥取県鳥取市国府町宮下1081番地３　ミーティスＮ102号、旧住所鳥取県鳥取市寺町８番地26
債務者　田村　幸達
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８７号
鳥取県鳥取市弥生町373番地　宮井ビル203号、旧住所鳥取県鳥取市青葉町３丁目390番地２
債務者　竹島あけみ
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２７号
鳥取県米子市諏訪527番地
債務者　長谷川あすか
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２５２号
岡山市東区中川町1078番地140
債務者　西　　靖隆
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６号
広島県呉市焼山本庄１丁目９番16号
債務者　越智　裕文
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第９７号
広島県呉市阿賀北９丁目８番９―601号
債務者　洲澤　絵美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第９８号
広島県呉市阿賀北９丁目８番９―601号
債務者　洲澤　惠子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１０３号
広島県呉市音戸町南隠渡３丁目３番10号
債務者　西本　由香
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１０４号
広島県竹原市下野町2297番地29
債務者　奥田　真弘
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１１５号
広島県竹原市忠海町４―14―３　幸陽船舶忠海寮、住民票上の住所佐賀県杵島郡白石町大字牛屋4932番地
債務者　片渕　健二
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所呉支部